

平成31年

第1回市議会定例会 議案第28号

函館市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
函館市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例

函館市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年函館市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「旧法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧法第91条に規定する専攻科および旧法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

(提案理由)

学校教育法の一部改正に伴い規定を整備するため